

保育分野の規制改革に関する 考え方

平成17年10月31日(月)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

〔保育所の現状について（平成17年4月現在）〕

- ・ 保育所数 22, 570か所（公立12, 090か所、民間10, 480か所）
- ・ 利用児童数 1, 993, 684人（公立987, 865人、民間1, 005, 819人）
- ・ 待機児童数 23, 338人（2年連続減少）

〔多様な保育サービスの推進について〕

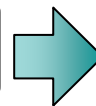
- ・ エンゼルプラン、新エンゼルプランにより多様な保育サービスの提供を着実に推進。多様な保育サービスの推進に係る殆どの目標を達成
- ・ 子ども・子育て応援プランに基づき、引き続き計画的に整備
- ・ 民間保育所は公立保育所よりも積極的

《二期にわたるエンゼルプランの実績》

保育所入所児童数

平成6年4月

159万人



平成16年4月

197万人

37万人増

延長保育の推進
一時保育の推進

平成6年度実績

2,230か所
387か所



平成16年度実績

13,086か所
3,792か所

目標値

10, 000か所
3, 000か所

〔直接契約の導入について〕

◎保育所の利用に関する考え方

- － 低所得者、母子家庭をはじめとする保育の必要度の高い人がいる**
 - ・ 定員の空きについては現在でも直接契約が可能**
 - ・ 直接契約の導入を予定している総合施設においても、保育の必要度の高い人の利用が排除されないことが前提**
- － このため、一定の優先順位付け等が必要**

◎閣議決定（平成17年3月）

- － こうした点を踏まえ、本年3月の閣議決定でも、直接契約の導入に関しては、総合施設の実施状況等を踏まえ、可否について長期的な検討が必要とされた**

〔保育料の設定方式について〕

- － 応能負担方式から、応益負担を基本としつつ、家計負担に配慮する方式に転換（平成9年児童福祉法改正）**
- － 将来的には、さらに階層の平準化を目指す**
 - ・ ただし、少子化対策が求められる現時点において、家計の負担増となる保育料の見直しを行うことに合意が得られるか**

〔保育施設の情報開示について〕

- － 認可保育所の入所定員、施設の状況、保育方針等の情報を市町村において提供。**
- － 保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価を推進**

〔直接補助方式について〕

◎直接契約・直接補助方式については、次のような課題

- － 対象者やサービス給付の増大が予想される**
 - ・ 保育の質の低下を招かないような財源の確保が必要
- － 施設による利用者の選択**
 - ・ 必要度の高い人の利用が前提
- － 介護保険と同様の制度を考えるには**
 - ・ 給付サービスの対象者の範囲や内容、拠出者、保険者等をどうするか
 - ・ 負担を伴うことについて国民・拠出者の合意が得られるか
- － 三位一体の改革により、公立・私立保育所の財政措置が異なっていることも現実的な制約**

◎閣議決定（平成17年3月）

- － こうした点を踏まえ、本年3月の閣議決定においても、直接補助方式の導入に関しては、その可否について長期的に検討することとされた**